

松江市告示第 289 号

松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者に関する要綱（平成 28 年松江市告示第 435 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第 1(第 2 条関係)	別表第 1(第 2 条関係)
1 訪問サービス費	1 訪問サービス費
(1) 訪問サービス費(Ⅰ) <u>1,176 単位</u> (1 月につき)	(1) 訪問サービス費(Ⅰ) <u>1,172 単位</u> (1 月につき)
(2) 訪問サービス費(Ⅱ) <u>2,349 単位</u> (1 月につき)	(2) 訪問サービス費(Ⅱ) <u>2,342 単位</u> (1 月につき)
(3) 訪問サービス費(Ⅲ) <u>3,727 単位</u> (1 月につき)	(3) 訪問サービス費(Ⅲ) <u>3,715 単位</u> (1 月につき)
(4) 訪問サービス費(Ⅳ) <u>268 単位</u> (1 回につき)	(4) 訪問サービス費(Ⅳ) <u>267 単位</u> (1 回につき)
(5) 訪問サービス費(Ⅴ) <u>272 単位</u> (1 回につき)	(5) 訪問サービス費(Ⅴ) <u>271 単位</u> (1 回につき)
(6) 訪問サービス費(Ⅵ) <u>287 単位</u> (1 回につき)	(6) 訪問サービス費(Ⅵ) <u>286 単位</u> (1 回につき)
注 1・注 2 略	注 1・注 2 略
注 3 厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する訪問事業所(その一部として使	注 3 厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する訪問事業所(その一部として使

用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、特別地域加算 \_\_\_\_\_として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4～注7 略

注8 利用者が一の訪問事業所 \_\_\_\_\_において訪問サービスを受けている間は、訪問A事業所(松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年松江市告示第440号。以下「訪問A基準要綱」という。)第5条第1項に規定する訪問A事業所をいう。以下同じ。)が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

(7) 初回加算 200単位

注 訪問事業所 \_\_\_\_\_において、新規に訪問個別サービス計画(訪問基準要綱第22条第1項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(訪問A基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った場合又は当

用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算 \_\_\_\_\_として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4～注7 略

注8 利用者が一の指定訪問サービス事業所 \_\_\_\_\_において訪問サービスを受けている間は、訪問A事業所(松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成28年松江市告示第440号。以下「訪問A基準要綱」という。)第5条第1項に規定する訪問A事業所をいう。以下同じ。)が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

(7) 初回加算 200単位

注 指定訪問サービス事業所 \_\_\_\_\_において、新規に訪問個別サービス計画(訪問基準要綱第22条第1項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(訪問A基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った場合又は当

該訪問事業所のその他

の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問個別サービス計画を作成(変更)すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(9) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注\_ 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所の理学療

該指定訪問サービス事業所のその他

の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

注 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画

\_\_\_\_を作成(変更)すること。当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状況を把握した上で助言を行うこと、を定期的に行うこと。

(9) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 1 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所の理学療

法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問個別サービス計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と連携して訪問サービスを行ったときに、初回の訪問サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(10) 介護職員処遇改善加算

注\_ 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「基準告示」という。)第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間(エ及びオについては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、それぞれアか

法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携して訪問介護を行ったときに、初回の訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(10) 介護職員処遇改善加算

注 1 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「基準告示」という。)第 4 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問サービス事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間(エ及びオについては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、それぞれアか

らオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～オ 略

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第4号の2に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問事業所\_\_\_\_\_が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準

らオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア～オ 略

注2 なお、(IV)(V)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定する。

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第4号の2に規定する基準に適合している介護職員\_\_の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問サービス事業所が、利用者に対し、訪問サービスを行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準

ずるものとする。

ア・イ 略

2 訪問型サービス A 費

(1) 訪問型サービス A 費 (I) 1,061 単位

(2) 訪問型サービス A 費 (II) 2,118 単位

(3) 訪問型サービス A 費 (III) 3,362 単位

注 1・注 2 略

注 3 地域告示に規定する地域に所在する訪問 A 事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、特別地域加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4～注 6 略

(4) 初回加算 200 単位

注 訪問 A 事業所において、新規に訪問個別サービス計画(訪問 A 基準要綱第 20 条第 1 項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った場合又は当該訪問 A 事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の

ずるものとする。

ア・イ 略

2 訪問型サービス A 費

(1) 訪問型サービス A 費 (I) 1,057 単位

(2) 訪問型サービス A 費 (II) 2,112 単位

(3) 訪問型サービス A 費 (III) 3,351 単位

注 1・注 2 略

注 3 地域告示に規定する地域に所在する訪問 A 事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従事者が訪問型サービス A を行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4～注 6 略

(7) 初回加算 200 単位

注 訪問 A 事業所において、新規に訪問個別サービス計画(訪問 A 基準要綱第 20 条第 1 項に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の属する月に訪問型サービス A を行った場合又は当該訪問 A 事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を行った日の

属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 略

(6) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注\_ 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と連携して訪問介護を行ったときに、初回の訪問型サービス Aが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(7) 介護職員処遇改善加算

注\_ 基準告示第4号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善

属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 略

(9) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注 1 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを実施している事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問・通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を策定した場合であって、理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 \_\_\_\_\_と連携して訪問介護を行ったときに、初回の訪問介護 \_\_\_\_\_が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が訪問して行う場合も同様に加算する。

(10) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第4号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善

等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間(エ及びオについては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(6)までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数  
イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(6)までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数  
ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(6)までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数  
エ・オ 略

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 4 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数

等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 137 に相当する単位数  
イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 100 に相当する単位数  
ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(9)までにより算定した単位数の 1,000 分の 55 に相当する単位数  
エ・オ 略

注 2 なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定する。

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 基準告示第 4 号の 2 に規定する基準に適合している介護職員\_\_の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問 A 事業所が、利用者に対し、訪問型サービス A を行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数

を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算  
(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算  
(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

#### (9) 自立支援体制強化加算

注 \_\_\_\_\_ 松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱(平成28年松江市告示第437号)第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた訪問A事業所については、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、当該指定の日 から令和4年3月31日までの間、1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。

を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算  
(Ⅰ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算  
(Ⅱ) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

#### (12) 自立支援体制強化加算

注 **令和3年4月1日までに**松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱(平成28年松江市告示第437号)第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた訪問A事業所が\_\_\_\_、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じ、**令和3年4月1日**から令和4年3月31日までの間、1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。

ア～ウ 略

別表第 2(第 2 条関係)

1 通所サービス費

(1) 通所サービス 1 費(1 月につき) 1,6

72 単位

(2) 通所サービス 2 費(1 月につき) 3,4

28 単位

(3) 通所サービス 1 費(1 回につき) 384

単位

(4) 通所サービス 2 費(1 回につき) 395

単位

注 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成 30 年厚生労働省告示第 78 号)による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準(平成 27 年厚生労働省告示第 96 号)第 71 号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所(松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松江市告示第 439 号。以下「通所基準要綱」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定通所サービス事業所をいう。以下同じ。)において、通所サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基

ア～ウ 略

別表第 2(第 2 条関係)

1 通所サービス費

(1) 通所サービス 1 費(1 月につき) 1,6

55 単位

(2) 通所サービス 2 費(1 月につき) 3,3

93 単位

(3) 通所サービス 1 費(1 回につき) 380

単位

(4) 通所サービス 2 費(1 回につき) 391

単位

注 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成 30 年厚生労働省告示第 78 号)による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準(平成 27 年厚生労働省告示第 96 号)第 71 号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所(松江市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成 28 年松江市告示第 439 号。以下「通所基準要綱」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定通所サービス事業所をいう。以下同じ。)において、通所サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員  
\_\_\_\_若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基

準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生労働省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

ア 通所サービス1費(1月につき)

介護予防サービス計画又は\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者

イ 通所サービス2費(1月につき)

介護予防サービス計画又は\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者

ウ 通所サービス1費(1回につき)

介護予防サービス計画又は\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者で、通所型サービスと通所型サービスAの併用となる者

エ 通所サービス2費(1回につき)

介護予防サービス計画又は\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者で、通所サービスと通所型サービスAの併用となる者

注2 指定通所サービス事業所の従業者

準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生労働省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

ア 通所サービス1費(1月につき)

介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者

イ 通所サービス2費(1月につき)

介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者

ウ 通所サービス1費(1回につき)

介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者で、通所型サービスと通所型サービスAの併用となる者

エ 通所サービス2費(1回につき)

介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業対象者で、通所サービスと通所型サービスAの併用となる者

注2 指定通所サービス事業所の従業者

(通所基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、中山間地域告示第 2 号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**注 3** 略

**注 4** 利用者が一の指定通所サービス事業所において通所サービスを受けている間は、当該指定通所サービス事業所以外の指定通所サービス事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

**注 5** 略

**注 6** 略

ア 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

(通所基準要綱第 5 条第 1 項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

**注 3** 基準告示第 18 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所において、若年性認知症利用者(政令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。)に対して指定通所サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1 月につき 240 単位を所定単位数に加算する。

**注 4** 略

**注 5** 利用者が一の指定通所サービス事業所において通所サービスを受けている間は、当該　通所サービス事業所以外の指定通所サービス事業所が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

**注 6** 略

**注 7** 略

ア 介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所サービスが必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントにより  
週2回程度の通所サービスが必要と  
された要支援2又は事業対象者 75  
2単位

(5) 略

(6) 運動器機能向上加算 225単位

注 略

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従  
事する理学療法士、作業療法士、言

イ 介護予防サービス計画若しくは  
介護予防ケアマネジメントにより  
週2回程度の通所サービスが必要と  
された要支援2又は事業対象者 75  
2単位

(5) 略

(6) 生活機能向上連携加算 200単位

注 外部の訪問リハビリテーション若  
しくは通所リハビリテーションを  
実施している事業所又はリハビリテ  
ーションを実施している医療提供施設  
(原則として許可病床数 200床未満の  
もの又は当該病院を中心とした半径4  
キロメートル以内に診療所が存在し  
ないものに限る。)の理学療法士、作業  
療法士、言語聴覚士又は医師が通所型  
サービス事業所等を訪問し、当該事業  
所の機能訓練指導員、看護職員、介護  
職員、生活指導員、その他の職種の者  
と共同してアセスメント、利用者の身  
体の状況等の評価及び個別機能訓練  
計画を作成することリハビリテーシ  
ョン専門職と連携して、個別機能訓練  
計画の進捗状況を3月ごとに1回以上  
評価し、必要に応じて計画、訓練内容  
等の見直しを行うこと。ただし、運動  
器機能向上加算を算定している場合  
は100単位とする。

(7) 運動器機能向上加算 225単位

注 略

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従  
事する理学療法士、作業療法士、言

語聴覚士、看護職員、柔道整復師、  
あん摩マッサージ指圧師、はり師  
又はきゅう師(はり師及びきゅう師  
については、理学療法士、作業療法  
士、言語聴覚士、看護職員、柔道整  
復師又はあん摩マッサージ指圧師  
の資格を有する機能訓練指導員を  
配置した事業所で6月以上勤務し、  
機能訓練指導に従事した経験を有  
する者に限る。) (以下この注におい  
て「理学療法士等」という。)を1名  
以上配置していること。

イ～オ 略

(7) 若年性認知症利用者受入加算 240  
単位

注 基準告示第18号に規定する基準に  
適合しているものとして市長に届け  
出た指定通所サービス事業所におい  
て、若年性認知症利用者(政令第2条  
第6号に規定する初老期における認知  
症によって要支援者となった者をい  
う。)に対して通所サービスを行った  
場合は、1月につき所定単位数を加算  
する。

(8) 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合  
しているものとして市長に届け出た  
指定通所サービス事業所において、利  
用者に対して、管理栄養士が介護職員  
等と共同して栄養アセスメント(利用  
者ごとの低栄養状態のリスク及び解  
決すべき課題を把握することをいう。

語聴覚士、看護職員、柔道整復師又  
はあん摩マッサージ指圧師、一定の  
実務経験を有するはり師・きゅう師  
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚  
士、看護職員、柔道整復師又はあん  
摩マッサージ指圧師の資格を有す  
る機能訓練指導員を配置した事業  
所で6月以上勤務し、機能訓練指導  
に従事した経験を有する者)

(以下  
「理学療法士等」という。)を1名  
以上配置していること。

イ～オ 略

以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者((9)の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が基準告示のいずれにも該当しない指定通所サービス事業所であること。

(9) 栄養改善加算 200 単位

注 略

ア 略

(8) 栄養改善加算 150 単位

注 略

ア 略

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等

\_\_\_\_\_が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ・オ 略

(10) 口腔機能向上加算

注 基準告示第 20 号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、

介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い \_\_\_\_\_管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ・オ 略

(9) 栄養スクリーニング加算 5 単位

注 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメント実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有すること。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。ただし、6 か月に 1 回を限度とする。

(10) 口腔機能向上加算 150 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け

出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び次号において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位  
イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

(11)・(12) 略

(13) サービス提供体制強化加算

注 略

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 介護予防サービス計画又は  
\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 88単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業

出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下\_\_\_\_\_「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は\_\_\_\_\_、1月につき\_\_\_\_\_所定単位数を加算する。

(11)・(12) 略

(13) サービス提供体制強化加算

注 略

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

イ

(ア) 介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所サービスが必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者 72単位

(イ) 介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所サービスが必要とされた要支援2又は事業

対象者 176 単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画又は  
\_\_\_\_\_介護予防ケアマネジメント  
により週 1 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 1、要支援  
2 又は事業対象者 72 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
\_\_\_\_\_介護予防ケアマネジメント  
により週 2 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 144 単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 介護予防サービス計画又は  
\_\_\_\_\_介護予防ケアマネジメントに  
より週 1 回程度の通所サービスが  
必要とされた要支援 1、要支援 2  
又は事業対象者 24 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
\_\_\_\_\_介護予防ケアマネジメント  
により週 2 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 48 単位

(14) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第 15 号の 2 に規定する基  
準に適合しているものとして市長に  
届け出た指定通所サービス事業所に  
おいて、外部との連携により、利用者  
の身体の状態等の評価を行い、かつ、  
個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、ア

対象者 144 単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

ロ

(ア) 介護予防サービス計画若し  
くは介護予防ケアマネジメント  
により週 1 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 1、要支援  
2 又は事業対象者 48 単位

(イ) 介護予防サービス計画若し  
くは介護予防ケアマネジメント  
により週 2 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 96 単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画若しく  
は介護予防ケアマネジメントに  
より週 1 回程度の通所サービスが  
必要とされた要支援 1、要支援 2  
又は事業対象者 24 単位

(イ) 介護予防サービス計画若し  
くは介護予防ケアマネジメント  
により週 2 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 48 単位

については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100  
単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200  
単位

(15) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第19号の2に規定する基準に適合する指定通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算

(I) 20 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算

(II) 5 単位

(16) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し通所サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所個別サービス計画を見直すなど、通所サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(17) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間 (エ及びオについては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、それぞれアから

(14) 介護職員処遇改善加算

注 1 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い\_\_\_\_\_、それぞれアから

オまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(16)までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(16)までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(16)までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

エ・オ 略

**(18) 介護職員等特定処遇改善加算**

注 基準告示第24号の2に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の

オまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(13)までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(13)までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(13)までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

エ・オ 略

**注2** なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定する。

**(15) 介護職員等特定処遇改善加算**

注 基準告示第24号の2に規定する基準に適合している介護職員\_\_の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所サービス事業所が、利用者に対し、通所サービスを行った場合は、次のア又はイに掲げる区分に従い、それぞれア又はイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、一方の

加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算  
(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算  
(II) (1)から(16)までにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

## 2 通所型サービス A 費

(1) 通所型サービス A1 費(1月につき)

**1,577 単位**

(2) 通所型サービス A2 費(1月につき)

**3,233 単位**

注1 略

ア 通所型サービス A1 費(1月につき)  
介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者

イ 通所型サービス A2 費(1月につき)  
介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所型サービス A が必

加算は算定しない。また、令和元年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

ア 介護職員等特定処遇改善加算  
(I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算  
(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

## 2 通所型サービス A 費

(1) 通所型サービス A1 費(1月につき)

**1,561 単位**

(2) 通所型サービス A2 費(1月につき)

**3,200 単位**

注1 略

ア 通所型サービス A1 費(1月につき)  
介護予防サービス計画若しくは  
介護予防ケアマネジメントにより週1回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援1、要支援2又は事業対象者

イ 通所型サービス A2 費(1月につき)  
介護予防サービス計画若しくは  
介護予防ケアマネジメントにより週2回程度の通所型サービス A が必

要とされた要支援 2 又は事業対象者  
ウ 通所型サービス A1 費(1 回につき)

介護予防サービス計画 又は

介護予防ケアマネジメントにより  
週 1 回程度の通所型サービス A が必  
要とされた要支援 1、要支援 2 又は  
事業対象者で、通所型サービス A と  
通所サービスの併用となる者

エ 通所型サービス A2 費(1 回につき)

介護予防サービス計画 又は

介護予防ケアマネジメントにより  
週 2 回程度の通所型サービス A が必  
要とされた要支援 2 又は事業対象者  
で、通所型サービス A と通所サービ  
スの併用となる者

注 2 通所 A 事業所の従事者等(通所 A 基  
準要綱第 5 条第 1 項の規定により置か  
れる従事者等をいう。以下同じ。)が、  
**中山間地域告示第 2 号**に規定する地域  
に居住している利用者に対して、通常  
の事業の実施地域を越えて、通所型サ  
ービス A を行った場合は、1 月につき  
所定単位数の 100 分の 5 に相当する単  
位数を所定単位数に加算する。

要とされた要支援 2 又は事業対象者  
ウ 通所型サービス A1 費(1 回につき)

介護予防サービス計画 若しくは

介護予防ケアマネジメントにより  
週 1 回程度の通所型サービス A が必  
要とされた要支援 1、要支援 2 又は  
事業対象者で、通所型サービス A と  
通所サービスの併用となる者

エ 通所型サービス A2 費(1 回につき)

介護予防サービス計画 若しくは

介護予防ケアマネジメントにより  
週 2 回程度の通所型サービス A が必  
要とされた要支援 2 又は事業対象者  
で、通所型サービス A と通所サービ  
スの併用となる者

注 2 通所 A 事業所の従事者等(通所 A 基  
準要綱第 5 条第 1 項の規定により置か  
れる従事者等をいう。以下同じ。)が、  
**地域告示**に規定する地域  
に居住している利用者に対して、通常  
の事業の実施地域を越えて、通所型サ  
ービス A を行った場合は、1 月につき  
所定単位数の 100 分の 5 に相当する単  
位数を所定単位数に加算する。

**注 3 基準告示第 18 号に規定する基準  
に適合しているものとして市長に届  
け出た通所 A 事業所において、若年性  
認知症利用者(政令第 2 条第 6 号に規  
定する初老期における認知症によっ  
て要支援者となった者をいう。)に対  
して指定通所型サービス A を行った場  
合は、若年性認知症利用者受入加算と**

注 3 略

注 4 利用者が一の通所 A 事業所において通所型サービス A を受けている間は、当該通所 A 事業所 が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 5 略

ア 介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 752 単位

(3) 略

して、1 月につき 240 単位を所定単位数に加算する。

注 4 略

注 5 利用者が一の通所 A 事業所において通所型サービス A を受けている間は、指定通所型サービス事業所 が通所サービスを行った場合に、通所サービス費は、算定しない。

注 6 略

ア 介護予防サービス計画 若しくは 介護予防ケアマネジメントにより週 1 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 1、要支援 2 又は事業対象者 376 単位

イ 介護予防サービス計画 若しくは 介護予防ケアマネジメントにより週 2 回程度の通所型サービス A が必要とされた要支援 2 又は事業対象者 752 単位

(5) 略

(6) 生活機能向上連携加算 200 単位

注 外部の訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が 通所 A 事業所等 を訪問し、当該事業所の従事者等と共同してアセスメント、利用者

の身体の状況等の評価及び運動器機能向上計画を作成すること。

リハビリテーション専門職と連携して、運動器機能向上計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画、訓練内容等の見直しを行うこと。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は100単位とする。

(4) 略

(7) 略

(5) 若年性認知症利用者受入加算 240 単位

注 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所A事業所において、若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。)に対して指定通所型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 栄養アセスメント加算 50 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所A事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に

係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士及び従事者等((7)の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が基準告示のいずれにも該当しない通所A事業所であること。

(7) 栄養改善加算 200 単位

注 略

ア 略

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成して

(8) 栄養改善加算 150 単位

注 略

ア 略

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士及び従事者等(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成して



げるいずれかの加算を算定している  
場合においては、次に掲げるその他の  
加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位

(9) 略

(10) サービス提供体制強化加算

注 略

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(ア) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 1 回程度の通所型サービス A  
が必要とされた要支援 1、要支援  
2 又は事業対象者 88 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 2 回程度の通所型サービス A  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 176 単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 1 回程度の通所型サービス A  
が必要とされた要支援 1、要支援  
2 又は事業対象者 72 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 2 回程度の通所型サービス A  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 144 単位

(11) 略

(12) サービス提供体制強化加算

注 略

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

イ

(ア) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 1 回程度の通所型サービス A  
が必要とされた要支援 1、要支援  
2 又は事業対象者 72 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 2 回程度の通所型サービス A  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 144 単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

ロ

(ア) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 1 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 1、要支援  
2 又は事業対象者 48 単位

(イ) 介護予防サービス計画又は  
介護予防ケアマネジメントによ  
り週 2 回程度の通所サービス  
が必要とされた要支援 2 又は事業  
対象者 96 単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア)・(イ) 略

(11) 生活機能向上連携加算

注 基準告示第 15 号の 2 に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、アは算定せず、イは 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

(12) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第 19 号の 2 に規定する基準に適合する通所 A 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア)・(イ) 略

応じ、1回につき次に掲げる単位数を  
所定単位数に加算する。ただし、次に  
掲げるいずれかの加算を算定してい  
る場合においては、次に掲げるその他  
の加算は算定せず、当該利用者につい  
て、当該事業所以外で既に口腔・栄養  
スクリーニング加算を算定している  
場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算

(I) 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算

(II) 5単位

(13) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合  
しているものとして市長に届け出た  
通所A事業所が、利用者に対し通所型  
サービスAを行った場合は、1月につ  
き所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価  
に基づき測定した値をいう。)、栄養  
状態、口腔機能、認知症(法第5条の  
2第1項に規定する認知症をいう。)  
の状況その他の入所者の心身の状  
況等に係る基本的な情報を、厚生労  
働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所個別サービス  
計画を見直すなど、通所型サービス  
Aの提供に当たって、アに規定する  
情報その他通所型サービスAを適切  
かつ有効に提供するために必要な  
情報を活用していること。

(14) 介護職員処遇改善加算

(13) 介護職員処遇改善加算

注<sub>1</sub> 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間(エ及びオについては、令和 4 年 3 月 31 日までの間)、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 59 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 43 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(13)までにより算定した単位数の 1,000 分の 23 に相当する単位数

エ・オ 略

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 略

ア 介護職員等特定処遇改善加算

注<sub>1</sub> 基準告示第 24 号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所 A 事業所が、利用者に対し、通所型サービス A を行った場合は、次のアからオまでに掲げる区分に従い \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、それぞれアからオまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1) から(4)までにより算定した単位数の 1,000 分の 59 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1) から(4)までにより算定した単位数の 1,000 分の 43 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1) から(4)までにより算定した単位数の 1,000 分の 23 に相当する単位数

エ・オ 略

注 2 なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付と同様の期日(別に厚生労働大臣が定める日)までの間に限り算定する。

(14) 介護職員等特定処遇改善加算

注 略

ア 介護職員等特定処遇改善加算

(I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算

(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

**(16) 自立支援体制強化加算**

注 \_\_\_\_\_松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた通所 A 事業所**について**は、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、**当該指定の日から令和4年3月31日までの間**、1月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。

ア・イ 略

(I) (1)から(4)までにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算

(II) (1)から(4)までにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

**(15) 自立支援体制強化加算**

注 **令和3年4月1日までに**松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱第2条の規定による指定の申請を行い、同要綱第3条の規定による指定の通知を受けた通所 A 事業所**が** \_\_\_\_\_、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じて \_\_\_\_\_1月につきそれぞれア又はイに定める所定単位数を加算する。**令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間**、1月につき**所定単位数を加算する。**

ア・イ 略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表第1の1の(1)から(6)まで、同表2の(1)から(3)まで、別表第2の1の(1)から(4)まで並びに同表2の(1)及び(2)に規定する所定単位数については、令和3年9月30日までの間は、それらの規定にかかわらず、その1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。